

中小建設企業のための

# 事業協同組合 ガイドブック

建設業における、事業協同組合のメリットと成功事例を紹介!



# はじめに

中小建設企業は長期にわたる建設投資の減少等により、大変厳しい経営環境に置かれています。

その解決策の一つとして、地域の中小建設企業が事業協同組合を設立して事業創出やコスト縮減に取り組む事例があります。一社では難しいことでも企業同士が協力することによって問題を解決できることもあり、今日、事業協同組合の果たす役割がますます重要になってきていると思われます。

今回、そのような事例を全国から集めました。事例を紹介するだけでなく、事業を開始するにあたって検討すべきポイントや参入条件等にも触れています。中小建設企業並びに事業協同組合の皆様に参加していただければ幸いです。

また、ガイドブック作成にあたり、ご協力頂きました関係各位に、この紙面を借りて御礼申し上げます。

# CONTENTS

## 1章 事業協同組合の現状とその特性

01	今、事業協同組合が必要とされています	03
02	事業協同組合の特性とは	04
03	事業協同組合を設立するには	06
04	官公需契約のために	07

## 2章 事業協同組合等の取組事例

<b>CASE01</b>	LLPを設立して生コン・プラントを整備し自主運営、地域の復興需要に対応(相双地区復興生コン有限責任事業組合)	10
<b>CASE02</b>	「転貸融資」で除染業務に従事する組合員企業の資金繰りを改善(福島県建設業協同組合)	11
<b>CASE03</b>	独自開発のシステムを活用し、協同組合が道路や河川の維持管理を担う(栃木県建設業協同組合連合会)	12
<b>CASE04</b>	情報共有システムによる施工の円滑化、事務の簡素化、書類の省力化(石川県総合建設業協同組合)	13
<b>CASE05</b>	一括受注で臨機応変な除雪対応が可能に。直営警備業は組合員企業への負担軽減と円滑な施工に寄与(益田建設業協同組合)	14
<b>CASE06</b>	重機リース事業をメーカーとの連携により実施。重機整備事業も自前で行い、組合員企業の施工能力向上を図る(南城建設協同組合)	15
<b>CASE07</b>	業務効率化のために防潮堤工事の土砂運搬業務を組合が一括受注(浜松地区建設事業協同組合)	16
<b>CASE08</b>	除草業務を共同受注し、組合員企業の受注機会確保と収益拡大を図る(天竜地区建設事業協同組合)	17
<b>CASE09</b>	雇用確保や地域活性化のため、森林整備組合を設立して林業へ進出(フォレストワーク協同組合)	18
<b>CASE10</b>	足場仮設材のリース事業によって組合員企業へ最適な資材調達環境を提供(長崎県建設工業協同組合)	19
<b>CASE11</b>	組合主導型で残土処理事業を展開。組合員企業による効率的、かつコストを抑えた事業運営を実現(上五島建設工業協同組合)	20
<b>CASE12</b>	鉄筋生材の購入から加工・取付までの一貫体制で、組合員企業のコストダウンと工期短縮を実現(沖縄県建設事業協同組合)	21

付録	事業協同組合に関する助成・支援	22
----	-----------------	----

# 01 今、事業協同組合が必要とされています

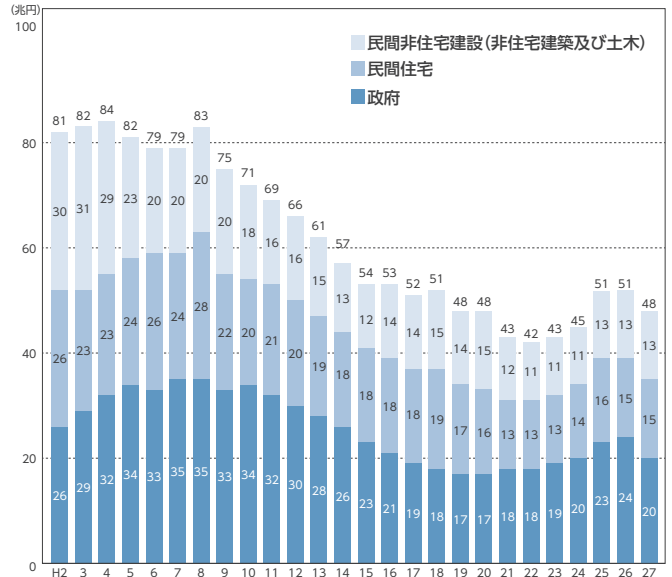
## 建設業界を取り巻く状況と課題

わが国の建設投資は、平成4年(1992年)度の84兆円をピークに長期にわたり減少する傾向が続き、リーマンショック後の平成22年(2010年)度にはピーク時の50% (41.9兆円)まで減少しました。その後、東日本大震災の復旧需要等で増加に転じているものの依然として低い水準で推移しており、平成27年(2015年)度は約48兆円となる見通しです。国内総生産に占める建設投資の割合も長期減少傾向が続いた後、近年は約10%で推移している状況にあります。

直近は底打ち・反転が見られるものの、建設投資の減少に伴う、建設需要の縮小と価格競争の激化等により、建設企業の疲弊が進み、経営環境が悪化するなど厳しい状況にあります。

建設業を取り巻く環境が厳しさを増している中、個々の建設企業がこのような状況に適切に対応していくためにも、新たな顧客ニーズを積極的に活かしていこうとする経営姿勢が必要になっています。

建設投資額推移



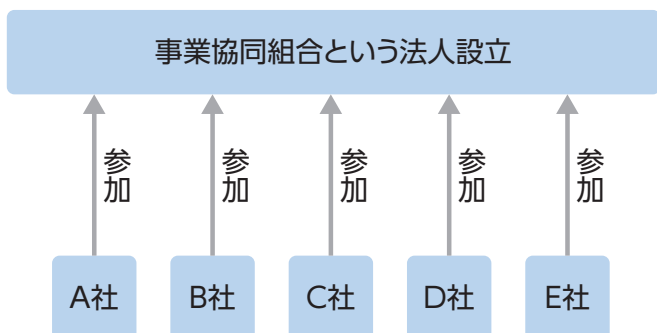
出典:国土交通省

## 連携がもたらす新たな可能性

特に、地域に活躍の場を置く中小・中堅建設企業にとって、単独で経営力強化を図り、企業の存続・発展を目指すのは容易ではありません。そのような中、経営資源の限られた中小企業であっても、企業同士が連携・提携して、それぞれが保有するノウハウ、経営資源を互いに補完しあうことにより、単独の企業だけでは成し得なかった、経営の効率化、新事業展開、地域多様で新たなニーズへの対応が可能となります。

連携・提携の種類としては「事業協同組合」「合併」「業務提携」などがありますが、建設企業と親和性の高い連携形態としては、事業協同組合の結成が筆頭にあげられます。事業協同組合は、経営の近代化・合理化と経済的地位の向上を図るため、中小企業等協同組合法に基づき、4者(4社)以上の中小企業者が参加して設立されるものです。

### 事業協同組合のイメージ



## 02 事業協同組合の特性とは



### 事業協同組合設立のメリット

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づいて共同して事業を行い、企業経営の合理化を促進し経済的地位の向上を図ることを目的に、共同事業による規模の経済効果や受注機会拡大の可能性を高めることができます。

事業協同組合のメリットとしては、技術、人材等の経営資源

を補完しあうことにより、単独では成し得なかった取組が可能となるほか、資機材の共同購買などで規模拡大によるメリットも期待できます。また、国土交通省やいくつかの地方自治体などでは事業協同組合に対して、入札参加資格審査、格付け等において、受注機会確保のための優遇措置が講じられています。

#### メリット1 生産性向上・経営安定化

企業規模の適正化による生産性の向上が図られ、構成組合員の経営を安定させる。資本金が多くなり、近代化等の事業に取り組む余力も生まれる。団体として行動することにより交渉力が強化され、組合員に代わって取引の改善を求めていくことも可能となる。

#### メリット2 大型案件の受注増

経営の合理化が図られ、大型工事の入札に参加できるようになる。それぞれの企業力を結集した共同受注事業の実施により、大規模かつ高難度の工事の受注が可能になる。設備投資面において、多額の資金を必要とする工事への受注体制が整う。

#### メリット3 人材の確保・育成

組合として対応することで、人材の確保・育成が円滑に運ぶようになる。実務や技術に関するテキストなどを作成し、高い水準で施工できる優れた技術者を育てることで、発注者に対し、当該工法の重要性を十分にアピールするという機能も向上する。

#### メリット4 技術力向上による信頼獲得

複数の企業の連携により技術力が向上し、発注者から厚い信頼を得られる。建設業においては、施工を行う企業が、自ら率先して品質確保のための体制づくりを進める必要があり、組合主導の品質保証体制を確立すれば、他企業との差別化を図ることもできる。

#### メリット5 コスト低減化・稼働率向上

単価の高いものが多い建設資材や機械器具について、大量購入による値引きが可能となり、コストの低減がもたらされる。機械を個々に購入する必要がなくなるので、稼働率もよくなる。代金決済条件などの改善、購入品の規格・品質の均一化なども図ることができる。

#### メリット6 情報化への対応

コンピュータによる情報管理については、建設業界でも重要性が増してきており、品質向上やコストダウンの面においても、情報化の推進は避けて通れない。組合が講習会や研修会を開催することにより、組合員の情報化への対応を積極的に進めることが可能となる。





## 事業協同組合の主な事業と特徴

### 01 共同生産・加工事業

組合員単独では購入・所有できない高額・大型の機械設備などを組合が導入することにより、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業。これにより、原価の引き下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などを図ることができる。共同施設の設置には、高度化事業を活用できるほか、商工中金などからの



融資の道もあり、国・地方自治体からの支援策も充実している。

### 02 共同購買事業

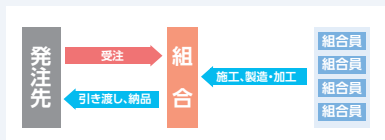
組合員が必要とする資材や機械などを組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業。組合が一括購買することにより、仕入先などとの交渉力が強化され、仕入れ価格の引き下げ、代金決済などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られる。組織化のメリットを最も享受しやすい事業といえる。製造業をはじめ、卸・小売業、



運送業やサービス業など、いろいろな組合で広く活用されている。

### 03 共同受注事業

組合が自ら工事を受注し施工する事業。受注機会の拡大が図られるだけでなく、単一企業では成し得なかった大規模かつ高難度の工事への参入も可能になる。取引条件の改善といったメリットも得られ、組合員の技術力の向上にも繋がる。組合として建設業の許可を取得し、受注体制を整備、技術力の向上を図りながら、確実に実績を残して発注者から信頼を得ている組合も数多くある。



### 04 市場開拓・販売促進事業

この事業は、共同受注事業などと連動して実施されることが多く、組合員の事業範囲の拡大や、新たな市場開拓などを目指して行われる。企業が単独で知名度を高めることは多大な労力を必要とするが、組合が中心となってブランド化を進め、広告宣伝を展開することは比較的容易である。実施形態としては、展示会の開催・



出展、共同での広告宣伝などが代表的なものである。

### 05 人材育成事業

組合員をはじめ、その後継者、組合員企業の管理者、現場の技能者などを対象に、計画的・体系的な教育研修を行うことによって、人材を育成する事業。人材育成は、企業経営の根幹をなすものだが、特に最近では、情報力、技術力等のソフトな経営資源の充実を図る必要から、この事業の重要性が高まっている。建設業は、特



殊技術や安全性に関する知識の修得が不可欠な産業であり、また、担い手の確保のためにも重要である。

### 06 情報提供事業

組合員の経営に役立つ需要動向、技術情報、業界情報、経営管理情報などを収集し、組合員に提供する事業である。また、組合をPRするための情報を組合員や関係各方面へ提供することも大切な情報提供事業の一つといえる。対外的な情報提供については、インターネットのホームページなどを積極的に利用して成果をあげている組合



が増えていく。効果的な情報掲載は、発注者や一般消費者の関心を呼び、受注増にもつながっていく。

# 03 事業協同組合を設立するには



## 事業協同組合設立に必要な要件

事業協同組合の設立に必要な要件等は、中小企業等協同組合法に規定されています。

事業協同組合の組合員になることができる者は、組合の地区内にある小規模の事業者であって、組合の定款で定められた事業を行う者です。事業者は建設企業のみならず、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他各種の事業を行う者で構成することができます。

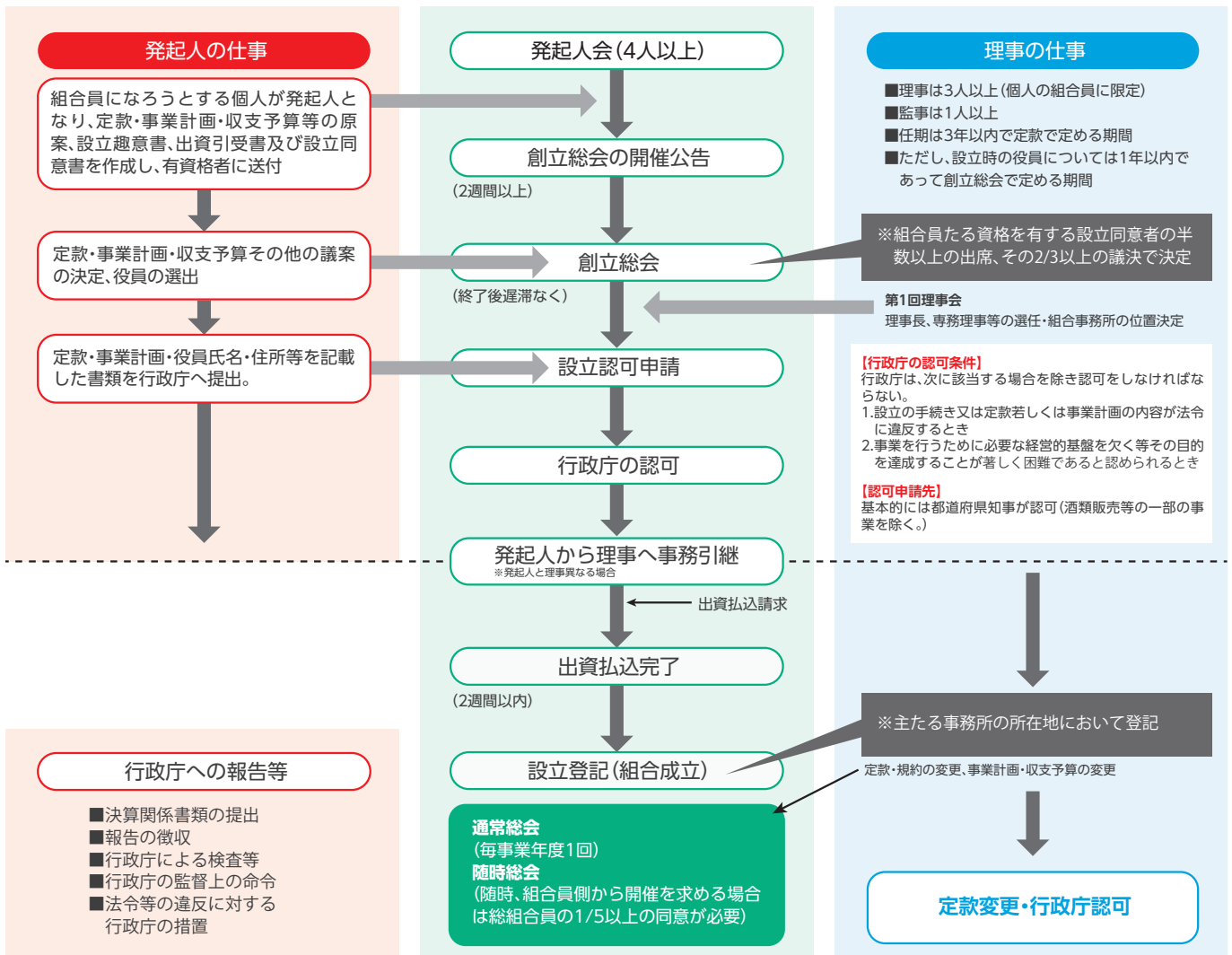
なお、事業協同組合には、いくつかの原則があり、①組合員の相互扶助を目的とする組織であること、②加入・脱退が自由であること、③組合員の議決権、選挙権が平等であること、④剰余金は、主として組合の事業の利用分量に応じて配当すること、⑤組合は、行う事業によって組合員に直接奉仕するものであり、特定の組合員の利益のみを目的としてはならないこと、⑥政治的に中立であること、などを遵守しなければなりません。

## 事業協同組合設立のステップ

事業協同組合を設立する際には、組合員になろうとする者4人以上が発起人になり、創立総会の開催など一定の手続を

経て、定款が定める組合員の行う事業を所管する行政庁から認可を受けることが必要です。

### 企業組合の設立・運営フロー図



## 04 官公需契約のために

### 官公需契約と事業協同組合

官公需契約とは、官公庁や独立行政法人などが事業者と取引する際に交わす契約で公共工事の契約などもこれに含まれます。

官公庁等との取引を行おうとする事業者は競争契約参加資格審査を申請して有資格者名簿に登録されることが必要です。工事を受注しようとする建設企業は、この資格申請に先立って経営事項審査を受け、経営事項審査結果等により工事種別やA～Dなどの等級に区分されて有資格者名簿に登録されます。各発注者が行う公共工事の入札公告には工事種別や等級区分が記載されているので、それに応じて入札に参加し、落札できれば契約のうえ建設工事を施工することとなります。

事業協同組合も、基本的には同様の手順で入札に参加することになります。なお、組合の場合は「官公需適格組合」という制度により、組合が受注機会を確保できるよう支援されています。組合が中小企業庁から、十分に責任を持って契約を履行できる体制が整備されていると証明されれば官公需適格組合となり、資格審査において優遇されます。具体的には、完工高、自己資本額、職員数等において組合の数値に組合員の数値を合算する等が可能となり、上位の等級に格付けされる場合もあります。

### 官公需契約における流れ(建設工事等)

#### 01 登録の流れ

- ①「一般競争(指名競争)参加資格申請書」を発注部局に提出。  
定期審査と随時審査があり、インターネット、文書の持参、または郵送による方法があります。
- ②各発注部局において審査
- ③希望する工事種別毎に総合点数を算定後、企業のランク付け
- ④資格認定の通知、有資格者名簿への登録、有資格者名簿の公表

#### 02 入札への参加

各省庁が公示する入札公告に記載された工種区分・等級に応じて入札に参加できます。

※発注などに関する情報は、ホームページ等をご参照ください。

- ・官公需ポータルサイト(中小企業庁)

<http://www.kkj.go.jp/s/>

- ・省庁調達情報提供サイト(総務省)

<https://www.chotatujocho.go.jp/csjs/pr005/JoholnActionJP.do>

- ・工事に関する入札情報サービス(一般財団法人日本建設情報総合センター)

<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>

#### 03 契約書の作成

入札に参加し、落札できれば契約書を取り交わし、建設工事を行うこととなります。

#### 04 引渡し等

工事完成後、検査、引渡し等を経て工事代金の支払いが行われます。

(注)この名簿は、一般競争入札のほか、指名競争入札や随意契約による場合にも、活用されることとなります。

※建設工事等に関する競争参加資格審査申請の詳細については、各省庁、地方公共団体等のホームページ等をご確認いただくか、担当窓口等にお問い合わせください。

(参考ホームページ)

- ・国土交通省 - 競争参加資格審査関係

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>



# 官公需適格組合とは

## 01 官公需適格組合とは

中小企業組合の中でも、官公需の受注に対して、特に意欲があり、受注した契約は十分に責任をもって履行できる体制が整備されている組合を中小企業庁（経済産業局長等）が証明しています。

## 02 官公需法第3条（受注機会の増大の努力）

国等（＝国の機関・独立行政法人等）は、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努め、組合等を契約の相手方として活用するように配慮しなければなりません。

## 03 国等の契約の基本方針

経済産業省（中小企業庁）では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や、受注機会増大のための方策などを「国等の契約の基本方針」として取りまとめ、これを閣議決定して、公表して

います。その主な内容は次のとおりです。

- ・官公需情報の提供の徹底
- ・分離・分割発注の推進
- ・中小建設業者に対する配慮
- ・技術力のある中小企業・小規模事業者等の積極活用
- ・新規中小企業者及び官公需適格組合等の活用 など

## 04 官公需適格組合の証明を受けるには

官公需適格組合証明申請書を経済産業局へ提出（都道府県中小企業団体中央会を経由）します。また、申請時期は「物品・役務」は随時、「工事」は年4回となっており、証明の有効期間は「3年」です。

なお、官公需適格組合制度の詳細及び申請等については、お近くの都道府県中小企業団体中央会（巻末に電話番号があります）にお問い合わせください。

## 官公需適格組合の証明基準

### 「物品」・「役務」関係の証明基準

- ①組合の共同事業の運営が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ②官公需の受注について熱心な指導者がいること。
- ③事務局常勤役職員が1名以上いること。
- ④共同受注委員会が設置されていること。
- ⑤共同受注に係る物品等についての具体的かつ公平な配分基準、役員および共同受注した案件を実施した組合員が、その案件に関して連帯して責任を負うこと等を規定した官公需共同受注規約が定められていること。
- ⑥検査員を置くなど検査体制が確立されていること。
- ⑦組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- ⑧組合又は組合員が、予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。
- ⑨組合又は組合員が暴力団、若しくは組合の役員等が暴力団員、暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有することに該当する事実がないこと。

### 「工事」関係の証明基準

（前記「物品」・「役務」関係の証明基準の9項目に加え、さらに下記の要件が必要）

- ⑩共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること。
- ⑪組合員の組合脱退予告期間を1年とすること。
- ⑫入札にあたって組合と組合員との応札がないこと。
- ⑬公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が2,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、5,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上あり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。
- ⑭総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること。

（上記の証明基準は平成27年3月現在のもの。出典：中小企業庁）



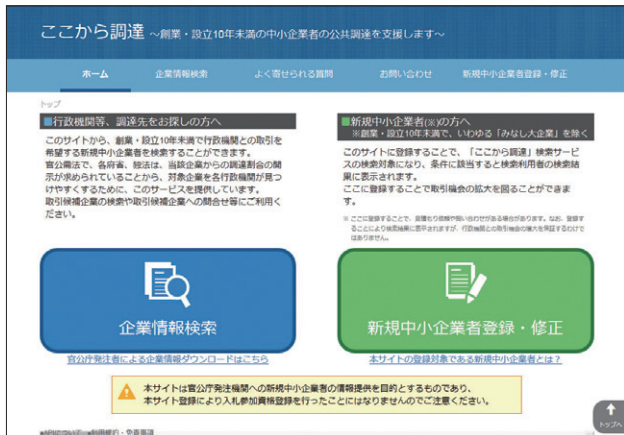


## マッチングサイト「ここから調達サイト」

<https://u10sme.smrj.go.jp/>

中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構では、創業10年未満の中小企業・小規模事業者（設立10年未満の中小企業組合も対象）から登録された官公需向け物品・サー

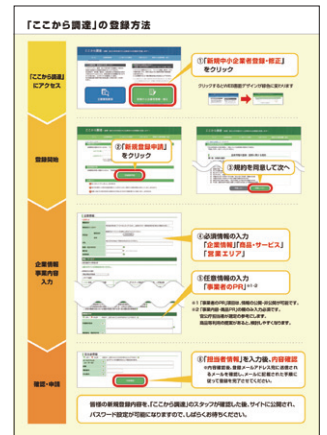
ビスの情報等を各府省や地方公共団体等に共有し活用する情報提供サイト「ここから調達サイト」を公開し、登録を受け付けています。



ホームページ右側の「新規中小企業者登録・修正」コーナーから官公需向けの商品・サービスを登録できる



サイトの利用法を紹介したパンフレット



## 全国建設業協同組合連合会の紹介

建設業界においても、様々な事業協同組合がありますが、全国展開している組織として、全国建設業協同組合連合会があります。

全国建設業協同組合連合会は、全国にある建設事業協同組合が団結し、スケールメリットを活かした共同事業を行うことにより、建設企業の社会的経済的地位の向上や建設企業の発展や経営安定を目指し、昭和50年7月に組合活動の繁栄のために結成された組織です。

金融事業・共同購買事業・教育情報事業・福利厚生事業・総合補償制度などの従来事業に加え、平成26年に改正された「担い手3法」を踏まえ、会員・所属員企業及び地域の建設業団体・企業と連携し、「会員の特色事業の分析・紹介・水平展開」や「人材確保・育成を支える仕組みの構築」等に取り組んでいます。現在発行されている『全建協連』別冊も取り組み成果のひとつであり、連合会ホームページにて新聞記事を紹介しています。(平成28年3月31日現在)



全国建設業協同組合連合会のホームページ  
<http://www.zenkensyoren.or.jp/>

**全国建設業協同組合連合会41会員** ※下線は、「2章 事業協同組合等の取組事例」に取り上げられている会員です。

八戸、盛岡、宮城県、秋田県(連)、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県(連)、西湘、石川県、山梨県、長野県(連)、益田、南城、高山、飛騨大野、静岡県(連)、伊東、滋賀県、坂浅、鳥取県(連)、鹿児島、松江、山口県(連)、香川建築、高松、中賛、西讃、長尾、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、対馬、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県(連)、沖縄県

## CASE01 相双地区復興生コン有限責任事業組合

## LLPを設立して生コン・プラントを整備し自主運営、地域の復興需要に対応

東日本大震災の復興工事に必要な生コンの不足に対応するため、有限責任事業組合を設立し生コンの生産事業を開始した。仮設の生コン・プラントを整備し、組合員企業へ生コンを供給している。



### 事業の背景と狙い

#### 現場近くでの生産が必要な生コンが不足し、LLPにより供給体制の強化を図る

震災後の復興工事の大量発注により、被災地では一部の資材が慢性的に不足し、特に生コンの供給不足が深刻な問題となっていた。生産後すぐに使用しなければならぬ生コンは、現場近くで生産することが必要であり、既存の地元生コン業者だけでは供給が追いつかなくなっていた。そこで、福島県建設業協会相馬支部が中心となり対応を検討した結果、地元生コン製造会社も参加する形で、有限責任事業組合(LLP)を設立し、仮設の生コン・プラントを整備して生コン生産事業を行うこととなった。プラントの整備にあたっては、仮設生コン・プラント設置の実績がある県外の生コン製造会社の協力も得た。

### 事業活動の内容・成果

#### 生コンの安定供給で、組合員企業の受注と施工を円滑化

同組合は、福島県相双地区の震災復興工事に使用される生コンの生産を主たる事業として、地域の復興に大きく寄与しており、開始2年半で約17万m<sup>3</sup>を達成している。(H28.2月末現在)また、組合員企業に対しても、生コンを安定した価格で、かつ適時供給できる体制により、適正価格での受注と円滑な施工に貢献している。

なお、同組合は被災地域内の既設・未使用の老朽プラントを改修して使用することで、事業コストの低減を図っている。プラント整備費用のうち、組合負担分は銀行借入により調達しているが、その際、(一財)建設業振興基金の債務保証制度を活用することで、融資の円滑かつ低利での調達を可能としている。

### 今後の展開

#### 5年間で累計25万m<sup>3</sup>の生コン生産が目標

同組合では、約5年間で累計25万m<sup>3</sup>の生コンを生産する計画で、それを達成した時点で事業完了となる予定である。復興目的の事業なので、復興が完了したと判断されれば本事業は清算されることとなる。相双地区では、原発事故の関係で復興作業が2年遅れでスタートしたが、復旧復興を重点的に行う「集中復興期間」は、他の被災地と同様となっている。そのため、復興工事が急ピッチで進むことで、生コン生産が追い付かなくなり、最終的に目標の生産量をクリアできない懸念もあった。そこで同組合では、稼働率の低い午後にコンクリート2次製品向けの生コンを生産するなど、運営の工夫も行っている。

### POINT 01

#### LLP方式による事業運営

本事業は、震災復興のための生コン生産という特定の目的があり、LLP(有限責任事業組合)方式による運営が適していると判断され、支部会員10社(全会員)と地場生コン会社2社の、計12社の共同出資により組合が設立された。LLPには、出資額の範囲までしか責任を負わない有限責任制や、組合レベルでは課税されず、出資者に直接課税されるパス・スルー制度等の特徴を持っている。リスクや税負担の軽減というメリットがあり、異業種企業による特定の共同事業などに適している。

### POINT 02

#### LLPに対する建設業振興基金の債務保証

同組合による生コン生産事業は、銀行からの融資に対して(一財)建設業振興基金から利子補給を受けている点が特徴の一つとなっている。本事業でLLP方式が採用されたのは、構成企業のリスクを低減できる点や、期間を限定する共同事業に活用しやすい点などが考慮されたためであるが、融資の面での有利さも狙いとしている。(一財)建設業振興基金には協同組合への債務保証や融資の利子補給をする制度があるが、LLPという事業体を設立することで制度活用が可能になっている。



組合が設置した生コンクリート製造工場

組合の概要	所在地	福島県相馬市赤木字一里塚125	設立年月	平成25年7月
	代表者名	小野 貞人	組合員数	12社
	電話番号	0244-26-7866	出資金	600万円
	F A X	0244-26-7867		



## CASE02 福島県建設業協同組合

# 「転貸融資」で除染業務に従事する組合員企業の資金繰りを改善

福島第一原発事故に伴い行われている除染業務は、受注額が大きく、また、工期延長となることも少なくないため、受注企業の資金繰りを圧迫しがちである。そこで、福島県建設業協同組合は、除染業務について「転貸融資制度」を設け、会員企業の運転資金の調達を支援している。



## 事業の背景と狙い

## 中小建設企業にとって資金面の負担が大きい除染業務

従来、年間完工高5億円程度の工事を受注している企業が、除染業務においては1件10億円を超える契約金額で受注しており、通常の資金繰りを越える対応が求められる。また、一般公共工事では費用全体の3割程度である人件費が除染業務では6～7割となり、厳しい資金繰りの要因となっている。しかも往々にして、除染業務は工期延長などの変更が発生し、予期せぬ資金調達の必要性が生じることもある。そこで、こうした問題の解消、円滑な資金調達に因るため、同組合は建設工事に加え、業務委託に対しても融資が可能な定款改定を行い、(一財)建設業振興基金の債務保証を活用した転貸融資制度を開始した。

## 事業活動の内容・成果

## 転貸融資の仕組みは基本的に「地域建設業経営強化融資制度」と同じ

転貸融資制度の運用によって、組合員企業は資金繰りが改善され、さらに多くの除染業務が受注可能となった。転貸融資の仕組みは、基本的に地域建設業経営強化融資制度と同じであり、組合にとって業務上の煩わしさも少ない。本制度では対象となる事業が「公共工事」ではなく「除染業務」である点が違うだけである。出来高査定についても、同組合は、放射能汚染の測定や検査など、除染状況のチェックを専門とする機関に委託する連携体制を確立している。なお、従来からの組合事業である共同購買により、汚染土を入れる土のうや容器の調達が円滑に行われていることも、除染業務受託の側面支援として見逃せない。

## 今後の展開

## 融資制度の活用だけでなく、人件費増加への対策も課題に

現在、特に組合員企業を悩ませているのは、除染業務において増額変更に伴う工期延長と人件費の増加である。人件費は毎月現金で支払う必要があり、資金不足は死活問題となる。転貸融資制度の活用と並行して、こうした状況の改善も望まれるところである。なお、同組合では金融事業のほかにも資材の共同購買事業や仮設機材リース事業、保険事業を行っており、それが災害時に非常に役に立っているという。これからも同組合では、不測の事態が発生した際、組合員企業の支えとなる、各種の事業を強化していくこととしている。

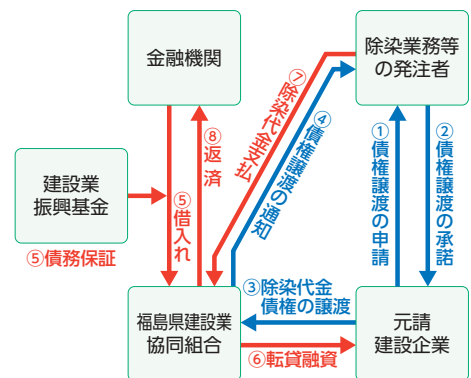
## POINT 01

### 業務委託と債権譲渡

転貸融資では、請負代金債権を担保に、組合員企業に対し融資を実行するため、除染業務においても債権譲渡が必須である。しかし、国が「工事」として発注している除染業務を、福島市は迅速な執行を優先し、「業務委託」として発注しているため地域建設業経営強化融資制度の活用ができない。そこで、同組合では市と交渉し、除染業務委託の債権譲渡の応諾を得たうえで転貸融資制度を稼働させた。

## POINT 02

### 除染業務に対する運転資金調達支援のスキーム図



- 業務請負代金債権の譲渡承諾により保全措置が講じられている。
- (一財)建設業振興基金が実施している債務保証事業(転貸融資)に特別措置を創設。
  - ・ 組合員企業の資金繰りを改善
  - ・ 組合員企業の与信枠に影響させない
  - ・ 組合員企業は保証人等が不要
  - ・ 低金利融資 ほか

組合の概要	所在地	福島県福島市五月町4番25号	設立年月	昭和29年11月
	代表者名	佐久間 源一郎	組合員数	255社
	電話	024-521-1227	出資金	16,536万円
	F A X	024-522-8943		

## 独自開発のシステムを活用し、 協同組合が道路や河川の 維持管理を担う

公共施設の維持管理業務を受託する目的で協同組合連合会を設立し、さらに業務の効率化を図るため、ネットを活用した管理システムも開発した。発注者からの信頼も得られ、組合員企業の受注拡大にも貢献している。



### 事業の背景と狙い

#### 県内の細部に至るまで管理できる 「道路河川等管理情報システム」を開発

栃木県では、県の出先機関の統廃合や人員削減が進み、行政による公共土木施設の維持管理や防災対応機能が弱体化が懸念されていた。そのような中で、栃木県建設業協会は、新たな担い手として「協同組合」の活用を県に提案、平成22年6月、県と県内の各協同組合の橋渡し役として「栃木県建設業協同組合連合会」を設立し、各協同組合が維持管理業務を受託できる体制を整えた。さらに同協会は、管理機能の強化を目指し、平成23年5月にGPS携帯を活用した「道路河川等管理情報システム」を開発。県内の維持管理に関する情報の共有化が可能になった。

### 事業活動の内容・成果

#### 組合員企業のシステム活用により情報が蓄積し 広範囲の維持管理対応を可能に

道路河川等管理情報システムは、GPS機能を有する携帯電話やスマートフォンのメール機能を利用して、現地の情報（画像、位置情報、状況等）をインターネット上のサーバーに集約し、施設管理者等が情報共有する仕組みである。蓄積情報量が増え、最新の情報がリアルタイムで入るため、情報が輻輳することもなく、広範囲の維持管理対応や、災害時等における迅速で正確な対応が可能となる。

現在、各協同組合が、道路・河川・砂防施設等の維持管理業務や、除雪管理業務等の受注にあたって、同システムを活用し、実務に携わる組合員企業が日々の活動から得る情報を反映させている。このことは情報を共有する行政からの信頼向上と受注の拡大につながっている。

### 今後の展開

#### 各県協会にも情報システムの活用を働きかけて、 広域的な連携を図る

同システムの活用によって、防災体制の強化や効率化が可能となった。栃木県の情報伝達訓練の際にも、県の防災体制システムの一部として活用されている。

同連合会は、現在、県内の10協同組合中5つの組合において共同受注しているが、新たな展開を図るとともに、今後、市町村等との連携も目指している。特に自然災害の発生時には、県境を越えた広域的な連携が必要なことから、各県の協会に対しても同システムの活用を働きかけている。

連合会の概要	所在地	栃木県宇都宮市築瀬町1958-1	設立年月	平成22年6月
	代表者名	渡邊 勇雄	会員数	県内10協同組合
	電話	028-639-2611	出資金	210万円
	F A X	028-639-2985		

### POINT 01

#### 「道路河川等管理情報システム」の仕組み

現場から情報発信する場合、まず携帯電話で写真を撮影し、GPS機能を利用して画像に現場の位置情報を付加、状況などの情報を書き込んでシステムへメール送信する。送信された情報は、協会専用のサーバーに集約され、WEB上でサムネイル写真とともに件名、状態などが表示される。位置情報を付与されて送信された情報は、国土地理院の地図上にピンで表示され、写真は別ウィンドウで見ることができる。災害発生時には、栃木県がこのシステムを防災体制の中に取り込み、自由に活用することができる。また、単位協同組合の維持管理業務の受託の進展とともに、除雪業務や道路維持業務の実施報告・集計機能をシステムに追加して組合業務の効率化を図っている。

なお、災害情報は栃木県建設業協会のホームページから広く一般に公表している。

### POINT 02

#### 単位協同組合の受託事例

##### ◎宇都宮建設事業協同組合（道路・河川・砂防施設等維持管理）

宇都宮建設事業協同組合は、平成22年度から毎年、市営住宅修繕等業務と溢水防止業務を受託しており、さらに平成25年度下期からは、県宇都宮土木事務所管内の道路・河川等維持管理統合業務も共同受注している。平成26年度からは、情報管理システムを活用して委託業務の効率化を図っている。維持管理業務にあたってはきめ細かく巡回・巡視を行い、補修のみでは不十分な場合は行政に判断を仰ぐ。日常的にパトロールをすることで、補修等の必要箇所を即座に見つけられるため、従前と比べ、処理対応のスピードが格段に速くなっている。平成27年4月からは宇都宮市から市道及びアンダー等の維持管理業務を受注している。

##### ◎日光建設業協同組合（道路除雪、道路・河川・砂防施設等維持管理）

日光建設業協同組合は、「道路河川等管理情報システム」を活用した維持管理業務の共同受注の先駆けとなった組合である。同組合は、連合会の設立を受けて共同受注に向けた組織体制の整備を開始し、平成22年4月には建設業許可を、平成24年12月には、特定建設業許可をそれぞれ取得した。同組合は平成22年10月の、県日光土木事務所管内の「道路及び河川等維持管理統合業務」（除雪）を皮切りに、以後、毎期（上期・下期）、道路等維持管理業務を受注している。なお、除雪の重機は大半が除雪専用で、降雪量の少ない場合は出勤機会がほとんどないことなどから、維持コストが問題となっていたが、組合としての組織的な対応により、重機の共同使用を可能にするなどコスト削減を図っている。



## CASE04 石川県総合建設業協同組合

# 情報共有システムによる 施工の円滑化、事務の簡素化、 書類の省力化

工事施工に関する文書・写真・図面などの情報を受発注者間で共有・交換できるようにシステムを構築した。データの一元管理を可能とし、施工の効率アップと事務負担の低減等を図った。



## 事業の背景と狙い

### 紙納品と電子納品の混在による混迷が システム化のきっかけ

昨今、電子政府化が推進されており、石川県でも公共工事調達のCALS/EC（統合情報システム）化が進められてきた。しかし、試行段階において従来の紙納品と電子納品が混在し、建設業界側の対応が混乱したことから、石川県総合建設業協同組合がその解決策を県に申し入れ、情報共有事業を実施する運びとなった。複数の関係者がリアルタイムに情報を共有・交換・確認することで、組合員企業各社の円滑な施工に寄与する取組になるとの考えも、本事業を実施する動機のひとつとなっている。

## 事業活動の内容・成果

### ワンデーレスポンスまで可能にした情報共有システム

インターネットを活用したCALS/ECの情報共有事業により、工事施工に関する文書・写真・図面などの情報を、受発注者間で共有・交換できるシステムが構築された。その結果、データの一元化による錯誤を生じない情報管理、複数の関係者のリアルタイムな情報共有による施工の効率化、及び発注機関とのワンデーレスポンスが可能となった。これらは経費削減と、生産性及び品質の向上にもつながり、組合員企業にとってのメリットとなっている。組合員企業各社においても、事務所と現場の間で施工の現状や課題が共有できるので、問題の早期解決等に役立ち、それぞれの社内管理にとって有益なものとなっている。

## 今後の展開

### 組合員企業の円滑な施工を推進するため、 発注機関における導入拡大を図る

石川県内で現在、本事業の情報共有システムを導入している発注機関は、国土交通省北陸地方整備局、石川県、金沢市、小松市等である。情報共有事業は、発注機関にとっても適時、必要に応じて工事施工に関する文書・写真・図面などの確認、管理、協議等を可能とした利便性のある事業となっている。そこで、さらなる組合員企業の円滑な施工等に寄与するためにも、同組合は発注機関に利便性を訴えることで情報共有システムの導入拡大を図り、組合員企業の経営基盤強化等にもつなげていきたい考えである。

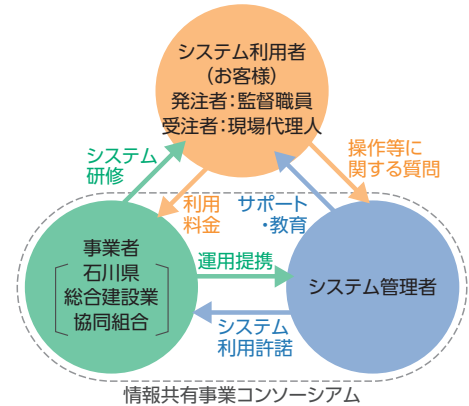
## POINT 01

### 事業の実施体制

協同組合がシステム登録の窓口となり、施工時のシステム利用の窓口は情報共有システム運用会社（以下、システム会社）となる。システム利用の問い合わせには、すべてシステム会社が対応し、組合は、システム利用の登録申し込みに対応する。システム会社は提供するWEB登録画面で登録事項のチェックを行う。ABCランクは必須。

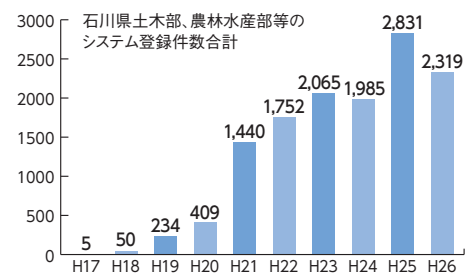
## POINT 02

### 運営方法



## POINT 03

### 利用件数



- 平成18年に試行検証
- 平成20年にA・Bランク全工事
- 平成23年にA・B・Cランク全工事

組合の概要	所在地	石川県金沢市弥生2-1-23	設立年月	昭和49年4月
	代表者名	北川 義信	組合員数	152社
	電話	076-242-1161	出資金	2,780万円
	F A X	076-242-1161		

# 一括受注で臨機応変な除雪対応が可能に。直営警備業は組合員企業への負担軽減と円滑な施工に寄与

県からの要請に応じて組合が除雪事業を一括受注、組合員企業の連携により効率的に除雪を行っている。また、組合員企業の要望に応じて、直営の警備業を開始した。



## 事業の背景と狙い

### 大雪などのときに、組合内で調整を行う効率的な除雪体制を整備

これまで岐阜県では、地区割りで企業ごとに除雪事業が発注されていた。だが、この体制では大雪などのときに融通が効かず、効率的な除雪ができない。そこで、同県は除雪事業の一括発注を検討、他地区で試行したところ結果が良好だったことから、下呂地区でも除雪事業の一括発注を行うこととし、益田建設業協同組合がそれを受注した。これにより、組合より作業を任せられた企業が対応できない場合も、対応可能な他の組合員企業が作業に当たる、大雪などの場合も確実に除雪が行われる態勢が整った。一方、警備事業の直営については、下呂市内に警備業者がなく、施工現場の警備を遠方の業者に依頼すると価格・条件面の負担が大きくなることから、平成8年に組合自らで事業を開始したものである。

## 事業活動の内容・成果

### 緊急時でも臨機応変な除雪対応が可能に。直営警備事業は組合員企業の手間や不利を解消

除雪事業の一括受注は、組合が県の土木事務所からの要請に対応できるよう管理し、緊急時等における効率的かつ臨機応変な対応を可能とした。これにより、発注機関からの信頼がアップした。また、組合員企業にとっては、除雪時にしか使用しない機械を一年通して維持・管理していく費用の削減に資するところが大きい。

警備事業においては、組合員企業からの要請を受け、組合が直営警備員を配置する。需要が超過した場合は契約している警備会社へ手配を依頼する。警備会社を探す手間や、価格・条件面での不利等を解消し、組合員企業に貢献している。

## 今後の展開

### 行政事務の合理化にメリット。組合側では業界イメージアップも有望

同組合による除雪事業は、個別発注によるコスト増や業務管理の煩雑さ等を解消し、引き続き行政事務の合理化に大きなメリットをもたらすことが期待される。組合及び組合員企業にとっても、「除雪」という地域社会での貢献活動の観点から、建設業界へのイメージアップが有望視される。また警備事業では、組合員企業の円滑な施工確保の成果が上がっている。

今後、同組合では、両事業により得られた効果を踏まえながら、組合員企業への更なる経営基盤強化に寄与する取組を行っていくこととしている。

## POINT 01

### 警備事業を直営化するための条件

- 地区内に警備会社がない、もしくは不足していること。
- 警備員指導教育責任者(2号警備実務経験3年以上が必要)を確保するか、資格を取得させる必要がある。
- 警備業認定のため、警備業法に基づく各種手続きをする必要がある。
- 警備員の養成・維持は時間とコストがかかる。
- 派遣業法の条件をクリアする必要がある。
- 組合員企業の固定需要に見合う人員を直営で抱え、かつ、それを超える変動需要に対応するため、警備会社と年間契約を結んでおく。トラブル処理のため警備会社との契約は必須。
- 設備投資として、車輛、信号や規制線など各種設備、制服、保険料が必要。
- 1年に1回、公安委員会から検査が入るので対応に留意する。

## POINT 02

### 除雪事業の仕組み

出 動： 通常＝土木事務所→組合員企業  
 特別＝土木事務所→組合→組合員企業  
 請求書： 組合員企業→組合→土木事務所  
 支 払： 土木事務所→組合→組合員企業



組合の概要	所在地	岐阜県下呂市萩原町羽根2583番地3	設立年月	昭和34年3月
	代表者名	今井 勝治	組合員数	22社
	電 話	0576-52-1165	出 資 金	3,102万円
	F A X	0576-52-3302		

## CASE06

ななき  
南城建設協同組合

## 重機リース事業をメーカーとの連携により実施。重機整備事業も自前で行い、組合員企業の施工能力向上を図る

組合の支払い業務一括対応による重機リース事業で、組合員企業とリース会社双方の事務の簡素化とコスト縮減を実現した。また、自ら重機整備事業を行い、組合員企業の工事の円滑化を図っている。



## 事業の背景と狙い

### 工事量の急減に伴い重機リース事業等の仕組みを変更

南城建設協同組合は、約30台の重機を保有し組合員企業向けにリース事業を展開していた。だが、平成20年代に入ると過当競争と建設工事量の激減により収支が悪化した。そこで、リース事業を継続し、組合員企業への支援を続けるため、重機メーカー5社とタイアップし、「保有型リース」に比べコストがかからないリース機械の貸し出し事業、「変則型リース事業」に移行していくことを決めた。また、建設工事量の減少は、建設企業の重機保有率を下げ、近隣の重機整備会社の減少にもつながっている。しかし、同組合は重機を保有している組合員企業の施工能力の維持・向上を図るため、重機整備事業にも設立以来取り組んでおり、今日に至っている。

## 事業活動の内容・成果

### 組合員企業の支払い手続きが簡素化され、リース対象の幅が広がる

こうして新たなリース事業、「変則型リース事業」が導入された。同事業では支払関連業務等は組合を通して行いが、価格を含むリース会社との交渉は組合員企業自らが行う。これにより組合員企業は、支払手続きが簡素化された上に、メーカーが保有する豊富な重機をリース対象とすることができるようになった。また、重機整備事業については、整備できる従業員を組合が雇用し、整備・修繕・メンテナンス等がいつでも対応（即日対応可能）できる事業体制を構築し、遠方へ持ち込む手間もなくなった。このように重機のリース事業と整備事業の両事業を通し、組合員企業の施工能力向上と施工体制強化が図られた。

## 今後の展開

### 円滑な施工の実現などを受け、事業の更なる普及を目指す

本事業により、組合員企業のリース代や手続きの負担が軽減されたが、組合自身についても、自社重機保有の負担がなくなり、手数料等が組合の収入アップに繋がっている。重機整備事業の自営化では、組合員は遠くの整備会社に持ち込まずとも、近くにある組合で重機の状態についての相談や修繕などが受けられ、工事が円滑に施工できるようになった。導入して2年余の事業ではあるが、事業は一定の効果を生みつつあるため、同組合では、組合員企業への更なる普及を図ることを検討している。

## POINT 01

#### 組合員企業と資材業者双方の事務作業を軽減

南城建設協同組合では重機リース事業以外に生コンや2次製品などの共同購買事業も行っており、資材業者等との価格交渉力の面でも成果を得ている。一方、組合を全ての支払の窓口として一本化することで、資材業者やリース会社は事務作業が軽減され、営業に注力することができるため、お互いにメリットがある。組合に入る手数料はその軽減分の対価と言える。

## POINT 02

#### 重機リースの請求窓口を組合に統合する条件

- 組合員企業同士がお互いに率直に話ができる土壌があり、組合にも気軽に話ができる環境があること。
- 組合員企業の重機使用比率が自社保有7～8割で、リースが2～3割であること。リース割合が高いとうまく行かない。
- 該当地域での売上が少ないリース会社の協力があること。



同組合が保有する重機

## 組合の概要

所在地	岐阜県飛騨市古川町谷181-1	設立年月	昭和51年2月
代表者名	柳 七郎	組合員数	44社
電話	0577-75-2201	出資金	7,060万円
F A X	0577-75-2171		



# 業務効率化のために防潮堤 工事の土砂運搬業務を 組合が一括受注

多数の業者を管理する際の煩雑さの解消を狙い、防潮堤工事に付帯する土砂運搬業務の一括受注を組合側から行政に提案した。その効率性と事業安定性が高く評価されている。



## 事業の背景と狙い

### 土砂の運搬業務で行政側の負担軽減を図り、 効率性と事業の安全性も担保

浜松市において、静岡県を事業主体に防潮堤の建設工事が行われることとなり、その土砂調達を浜松市が行うこととなった。その際、山から採取した土砂を中間貯蔵施設まで運ぶ業務が、浜松地区建設事業協同組合に委託されることとなった。当初、浜松市は個別の入札により、不特定多数の運送業者に土砂運搬業務を発注する予定であった。だが発注先の数が多くなると、個々の企業に対する安全ルール遵守等の監視が行き届かなくなる懸念がある。そこで同組合から浜松市に対し、業務を一括受注することでその効率性と事業安全性を担保する、という提案がなされ、それが受け入れられた。

## 事業活動の内容・成果

### 管理の徹底は地元組合による一括受注ならではのメリット

同組合が土砂運搬を一括受注したことで、行政は個々に発注した場合の事業管理、及び委託業者管理の煩雑さから解放された。組合側でも安定的な受注を確保する一方、組合員企業への仕事の分配・規則遵守の徹底等、業務運営が円滑に行える管理体制を確立できた。

複数の業者を管理することは意外と手間がかかり、指導を守らない企業も横行しがちである。そのため、場合によっては地元住民との間でトラブルが発生し、事業がストップすることもあり得る。そのリスクが今回、管理の徹底が実現したことで低減しており、地元組合による一括受注ならではのメリットといえる。

## 今後の展開

### 一括受注の拡大を申し入れ、積算価格の改善も働きかけ

一括受注が行政側・組合双方にとって有利であることが実証されたことで、同組合は現在の工区以外でも今回の受注方式を採用してもらえるよう、行政側に申し入れている。加えて人件費や燃料費等の高騰を考慮した、積算価格の見直しについても働きかけている。

同組合は、引き続き組合員企業へのメリットをもたらす共同受注事業の開拓に取り組んでいく予定である。同時に、それらの事業への取組を広く地域に伝え、地域住民、特に将来の建設業を担う若者たちに、建設業界の重要性や魅力を訴求したいと考えている。

## POINT 01

### 土砂運搬事業の仕組み

①組合は浜松市と土砂運搬業務委託を締結。土砂採取現場である浜松市天竜区の阿蔵山から中間貯蔵施設まで土砂運搬を行う。

②防潮堤の施工主体JVの依頼により、中間貯蔵施設から防潮堤工事現場まで土砂運搬を行う下請業務も受注する波及効果が期待できる。

これにより土砂採取現場から防潮堤工事現場まで一貫した土砂運搬が可能となる。中間貯蔵施設を設けたのは、山の土をそのままダンプで現場に持ち込むと、現場の進捗により施工の遅れにつながることから、効率を考え中間貯蔵施設を作る方式になった。

## POINT 02

### 土砂運搬事業の実施体制

①土砂採取現場から中間貯蔵施設まで  
浜松市→(業務委託契約)→組合→(請負契約)→組合員企業→(請負契約)→運送業者

②中間貯蔵施設から防潮堤施工現場まで  
防潮堤施工JV→(請負契約)→組合→組合員企業→(請負契約)→運送業者

組合としては一貫した土砂運送体制を整える。組合員企業の指示のもとに300台/日のダンプ輸送量を制御し、施工現場に必要な土砂を安定的に供給し続ける。さらに、組合は、代金回収と組合員企業への支払業務等を請け負い、収益獲得機会にも恵まれている。



ゆるキャラを使ってイメージアップ

組合の概要	所在地	静岡県浜松市中区山手町15-19	設立年月	昭和51年3月
	代表者名	中村 嘉宏	組合員数	56社
	電話	053-454-8288	出資金	2,330万円
	F A X	053-454-3075		



## CASE08 天竜地区建設事業協同組合

# 除草業務を共同受注し、 組合員企業の受注機会確保と 収益拡大を図る

複数企業の連携により、発注者のニーズへの確実な対応と、効率的で高品質な作業を可能とした。これによる受注の増加、組合員企業の収益拡大と経営安定化への道筋がついた。



## 事業の背景と狙い

### 除草業務に伴う困難と制約を複数社の連携で克服、 発注仕様を問わず対応を可能に

道路の除草業務はこれまで、地域のイベントや行事が重なり人の往来が激しくなるお盆と、年末年始の少し前に完了させるスケジュールで、毎年2回、静岡県から単独随意契約で委託されてきた。だが、工期が短い、道路の交通流を止めずに作業しなければならない、地形条件や作業エリアによって人や機械の投入量がまちまちなど、少なからぬ困難と制約が伴うため、1社単独で受注できる作業の量と内容には限界があった。そこで、複数の企業が協力し合うことで作業上の困難と制約を克服し、どのような発注仕様にも対応できるようにしたいとの考えから、組合事業として除草業務を受注することとなった。

## 事業活動の内容・成果

### 受注体制を充実、作業内容の品質も評価され 除草業務の受注量を大幅アップ

除草業務を受託する内部体制として、同組合は浜松市天竜区の旧市町村単位(5地区)で地区リーダー企業を配置し、これらを核に各地区内で企業間の協力体制を築いた。また、一般廃棄物再生利用指定業者や地元の茶栽培農家など、業界外の関係者との連携も図った。これらの取組の結果、工期が短く、かつ難易度の高い除草作業であっても、受託期間内に確実に作業を終了させることが可能となった。さらに、業務の実施体制が充実したことで、作業効率がアップしただけでなく、より丁寧な作業内容も実現した。このことは発注者から高く評価され、除草業務の受注量アップにつながっている。

## 今後の展開

### 除草業務の共同受注によるメリットを踏まえ、さらにその拡大を目指す

同組合による除草業務の受注は、行政、建設業界、組合員企業それぞれにメリットをもたらす。行政では一括発注による業務効率化とコスト削減の実現が、建設業界では、環境美化への積極的な関与で地域に貢献する業界として、イメージアップが期待される。また、組合員企業にとっては、本業の閑散期における収益確保のほか、当業務への参加をきっかけとした、新たな建設工事(道路修繕工事等)の受注なども期待される。同組合は、今後もこれらのメリットを踏まえつつ、共同受注の拡大に取り組んでいくこととしている。

## POINT 01

### 除草事業の概要

- 道路除草業務の委託者／道路管理者である浜松市
- 道路除草業務作業・入札／作業・年2回 入札・年1回
- 入札要件／1,000万円以上は一般競争入札。1,000万円以下は指名競争入札
- 作業エリア／天竜区内5地区(天竜、龍山、春野、佐久間、水窪)の国道の除草業務。平成25年度からは、国道のみならず市道も対象。

## POINT 02

### 総合調整役としての役割を担う組合

- 入札、事業報告に関する窓口は、総合的な判断が求められるため、組合が行う。経験と知見が豊富な組合幹部が責任者となり、全ての情報を収集する。外部委託先(一般廃棄物再生利用指定業者や地元の茶栽培農家)等との総合的な調整も行う。

### 地区ごとの作業の要となるリーダー企業

- 各地区での作業分担、スケジュール等については基本的に、地区ごとのリーダー企業に任せている。リーダー企業は業務が日程通り進捗しているか、常に組合との連携の中で確認し、緊急時の対応も可能にしている。リーダー企業の責任は大きく、豊富な経験が必要とされることから、ほぼ同じ企業が担っており、信頼度の高い関係が構築できている。

## POINT 03

### 外部との連携体制

- 作業で出た木や草の処理方法を誤ると、環境に大きな影響を与えかねないため、一般廃棄物再生利用指定業者等と連携している。
- 地元の茶栽培農家のニーズに応え、作業で出た木や草を肥料として提供するなど、地場の他産業との連携も大切にしている。

組合の概要	所在地	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島491-5	設立年	昭和47年
	代表者名	長谷川 智彦	組合員数	27社
	電話	053-926-1562	出資金	608万円
	F A X	053-925-6468		

# 雇用確保や地域活性化のため、 森林整備組合を 設立して林業へ進出

新規事業として林業へ参入し、補助金などもフル活用して年商1億円規模までに成長した。建設事業への波及効果も上がっており、森林作業道開設工事などの受注機会が増えている。



## 組合設立の背景と狙い

### 国や自治体の林業振興施策に着目し、 公共事業に依存する体質から脱却

昨今、徳島県那賀町においても、公共事業の大幅な落ち込みや工事単価の下落などにより、建設企業は大変厳しい経営環境におかれている。そこで、公共事業に依存する体質から脱却し、従業員の雇用確保や地域活性化を図ろうと、徳島県建設業協会那賀支部の会員の一部11社が結集し、平成22年、林業への新規参入を目的にフォレストワーク協同組合を設立した。輸入材の攻勢による国産材需要の減少で、不振続きだった林業だが、現在は国や自治体が振興に力を入れており、こうした状況も異業種へ進出する動機となっている。

## 事業活動の内容・成果

### 森林整備に伴う補助金など、手厚い公的支援も収入源に

同組合では現在、森林所有者から切捨間伐・搬出間伐・皆伐・作業道整備などの事業を請け負っている。受注先は、民有林保有者、県、町、徳島森林づくり推進機構、森林組合などである。事業は年商1億円にまで成長し、目下、初期の設備投資費用などを償却中で、累積損失の解消も数年内に達成できる見込みである。林業は建設業への波及効果ももたらし、毎年、作業道の延長工事を町から受注するなど、受注機会が継続的に発生し収益増大に繋がった。林業関係の公的支援は手厚く、同組合でも高性能林業機械導入の補助、現場技能者育成補助、作業費への補助など、各種補助金制度をフル活用している。これらの補助金等も重要な収入源となっている。

## 今後の展開

### 県の出荷倍増計画に呼応して、年商2億円を目指す

徳島県が、県産材の出荷を10年で2倍にする目標を打ち出しており、同組合としても、さらなる事業の拡大が必要と考えている。そのため、年商を現在の2倍の2億円にすることを当面の目標としており、森林所有者への働きかけと、材木の販路拡大を図っているところである。人員については、毎年1名ずつ高校卒業者を雇用する計画である。このほか、土場(材木置き場)の拡張なども予定している。一方、林業技術者の育成と安全対策、重機の更新費用の調達、金融機関からの融資の安定した調達、材木価格の推移をめぐる相場観の育成(変動する売価のノウハウ習得)、などが今後の課題となっている。

## POINT 01

### 林業新規参入に求められる条件等

- 自治体の全面的なバックアップと林業関係の補助金のフル活用
- 伐採に適した作業ができる森林(樹齢40年以上の木があることが望ましい)があること
- 初期投資の重機購入などを補助金や各種制度融資の助成を受けられること
- 初期に発生する数千万円の出費に耐えきるだけの自己資金を投入できること
- 販路を確保し、3年ほどで林業のノウハウを確立すること
- 林業経験者とのタイアップ(連携)や確保
- 森林所有者と合意(Win-Winの関係確立)
- 伐採する森林の立地条件調査
- 作業道(幅員2.5～3.5m)の対応
- 材木の目利きや、伐採方法(截断と運搬等)の確立
- 市場における売価と損益分岐点の知見(1立米当たりの販売価格や売り時)
- 施設に必要な資金調達は振興基金の債務保証を活用



伐採から森林整備まで請け負う



徳島県の県産材

## 組合の概要

所在地	徳島県那賀郡那賀町吉野字弥八かへ33番地2	設立年月	平成22年11月
代表者名	西原 正彦	組合員数	11社
電話	0884-62-3530	出資金	1,100万円
F A X	0884-62-2921		



## CASE10

## 長崎県建設工業協同組合

# 足場仮設材のリース事業によって組合員企業へ最適な資材調達環境を提供

組合が業界のニーズを的確に把握し、足場仮設材のリース事業を行っている。これによって、組合員企業の安定した資材調達環境の確保と、経費削減に寄与している。



## 事業の背景と狙い

### 業界が必要としているニーズを把握し、足場仮設材のリース事業を開始

昭和40年代に砕石やコンクリート二次製品に関する事業が縮小していく中、業界が求めているニーズを模索し、その結果を踏まえて、同組合は「仮設機材センター」を開設し、鋼製型枠のリース事業を開始した。その後、鋼製型枠リースへの需要は伸び悩むこととなったが、リース事業を長期的に展開したいと考えていた同組合は、足場仮設材であれば大きなリース需要が見込めると判断し、リース対象物件をこれに切り替えた。同組合の見込み通り、足場仮設材リースに対するニーズは高く、当事業を利用する利用企業数は順調に伸びている。

## 事業活動の内容・成果

### 安定した機材提供により、組合員企業の経費削減や施工計画の精度向上に貢献

機材センターは、長崎県の中央部（大村市）と、北部（佐世保市）の2か所に設置されていて、離島を含めた県内どの場所へもスピーディな運搬を可能としている。リース事業の担当職員は、こまめな打ち合わせなどを通じて必要とする機材の内容・数量を常時的に把握しており、在庫がない場合も外部からの調達を行うなど、当事業についての高い信頼性を確保している。

一方、組合員企業は、当事業の利用によって、足場仮設材の調達に関する経費削減のほか、調達計画が明確に立てられることから、その後の工事施工全体の計画も立てやすくなるというメリットを得ている。

## 今後の展開

### 組合員企業への仮設材リースへのニーズ高まりに呼応し、保有機材を強化して事業をさらに積極展開

長崎県内では、仮設材リースのサービス提供事業者は減る一方であるが、建設企業はコスト削減の観点から、仮設材を自己保有からリース取引に切り替える傾向にあり、利用ニーズは依然高い。組合が足場仮設材リース事業を継続していくことにより、組合員企業は機材調達に苦慮する心配が無くなり、計画通りの日数、物品、数量で機材を確保できることで、他の工程に費用や労力を費やせるなどメリットは大きい。

今後も、当事業のメリットをより多くの組合員企業に享受してもらうために、同組合はより積極的な営業展開を行っていく考えである。

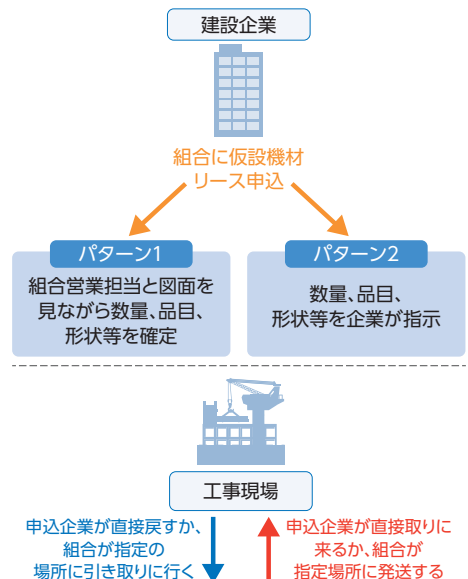
## POINT 01

### リース事業の体制

- 事務局体制 本部20名  
専務理事1名、事務局長1名  
リース事業部門8名（営業5名、事務3名）  
金融・共同購入事業2名、管財事業5名  
総務3名（各事業部門電算システム化）
  - 中央機材センター（大村市）／職員数25名。建設用仮設機材の貸出（主に県南地区）を担当（仮設機材認定工場）。
  - 佐世保機材センター（佐世保市）／職員数9名。建設用仮設機材の貸出（主に県北地区）を担当。
- ※フォークリフトの運転や小型移動式クレーンなどの操作等、職員にはさまざまな免許・資格を保有させている。  
※取扱い先は県内全域（離島も含む）。

## POINT 02

### リース事業のスキーム



### 長崎県建設工業協同組合



- 営業○見積書作成
- 請求書発行○売掛金管理

- ①中央機材センター（大村市）  
仮設機材貸出（主に県南）
- ②佐世保機材センター  
仮設機材貸出（主に県北）

組合の概要	所在地	長崎県長崎市魚の町3-33	設立年月	昭和24年10月
	代表者名	理事長 増崎 博之	組合員数	155社
	電話	095-826-9141	出資金	45,000万円
	F A X	095-826-9146		

## 組合主導型で残土処理事業を展開。 組合員企業による効率的、かつ コストを抑えた事業運営を実現

組合の主導で残土処理事業を実施している。残土処理場の運営には組合員企業の経営資源を活用し、費用も組合企業間で負担。事業運営の効率化及びコストの低減を図っている。



### 事業の背景と狙い

#### 一企業が行うには負担が大きかった残土処理事業運営の課題が解決

かつて、上五島では企業単独による残土処理事業が行われていたが、国立公園や漁業区域などがあることから、環境への慎重かつ適切な配慮が求められ、事業運営にあたる企業は費用、労力の両面において大きな負担を強いられていた。そこで、行政や漁業協同組合との折衝がしやすい立場にある組合が事業運営を行い、以前、採石場運営を行っていた組合員企業の経営資源（土地及び作業管理ノウハウ）を活用することで、課題の解決を図った。環境対策や処理場運営に掛かる費用を軽減するため、それらを組合員企業間で負担することとしたが、組合員企業各社の理解は早く、事業は順調にスタートした。

### 事業活動の内容・成果

#### 組合員企業の経営資源を活用、 運営コストは組合員企業が各社共同で負担

個々の企業では対応が難しい、環境対策を含めた事業を組合が主体となり運営することで、行政や漁協との折衝が的確に行えるようになった。また、漁場の汚濁防止フェンス設置など、高額な費用が掛かる環境対策も、それぞれの負担が少額で済む組合員企業各社の共同負担によって迅速に行うことができ、品質と信頼性の向上を実現している。

残土処理場の運営については、組合員企業が採石場の運営で培ったノウハウが最大限活かされている。近隣住民に迷惑をかけないよう、バス道路を迂回し渋滞を発生させない搬入ルートを維持する取組もそのひとつで、地域住民や行政から高く評価されている。

### 今後の展開

#### 組合員企業の恒久的なコスト軽減のためにも、 さらなる残土処理場の確保が課題

平成25年度末現在、15万㎡の残土を受け入れ、さらに4万5,000㎡を追加契約しているが、島内残土は島外には出せないため、まだまだ処理能力が不足している状態であり、さらなる残土処理場の確保が課題となっている。組合員企業としても、組合が多額の処理場を所有し、かつ現在の事業スキームが維持されていけば、恒久的なコスト削減の恩恵にあずかることができる。さらに、高品質な残土処理事業の実績を積み重ねていくことで、行政や近隣住民、団体からの信頼が高まり、本来の工事の受注が増えることも期待される。

### POINT 01

#### 残土処理事業の仕組み

残土処理場として、組合員企業所有の採石場の一部を活用している。約20万㎡分の残土搬入が可能な施設だが、そのうちの約16万㎡分を組合が活用することとして処分場保有組合員企業と契約をし、貴重な経営資源の提供への対価を支払っている。島内発生土については、組合員企業、組合員外企業に関係なく受入対象となる。残土処理にかかる費用は設計単価の中に含まれるため、残土処理に関する部分で受注企業が赤字になるケースはほとんどない。残土受入の際は組合と契約を交わし、チケットを発行する。そのチケットを確認し、残土処理場保有組合員企業が残土を受け入れる。また処理費用について、組合員企業に対しては組合員外企業よりも安価に設定し、差別化を図っている。

### POINT 02

#### 組合員企業が持っているノウハウの活用

##### ① 経験のある企業が行う残土処理場運営

事業の要となる残土処理場の運営は、処理場提供組合員企業の採石場運営のノウハウに加え、処理場運営の経験がある組合員企業の経験を元に行っている。経験豊富な組合員企業が現場管理、事務管理、等全てを担当しているため、スムーズな業務運営が行えている。

##### ② 制約の多い事業運営で活かされる過去の経験

残土の処理方法は厳しく、ただやみくもに残土を捨てればいけないわけではない。土を捨てる高さにも制約がある。そこで、ノウハウを持った企業が運営の中核を担うことが、様々な制約の中で事業運営を行わなくてはならない場合には必須となる。ノウハウがあるからこそ、ルールを守った事業運営ができ、行政のチェックもクリアできる。本事業においては、環境面での配慮はもちろんのこと、過去の経験を元に、バス通りとなっている残土処分場の前にダンプを通行させないように迂回路を設定し、近隣住民のみならず、島民の生活に支障が出ないようにするなど、きめ細かな対応をしている。



残土処理場（砕石場跡地）

組合の概要	所在地	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷字新町2338-3	設立年月	昭和42年4月
	代表者名	理事長 浜田 安幸	組合員数	15社
	電話	0959-52-2465	出資金	8,100万円
	F A X	0959-52-2232		



## CASE12 沖縄県建設事業協同組合

## 鉄筋生材の購入から加工・取付までの一貫体制で、組合員企業のコストダウンと工期短縮を実現

共同購買と共同生産の一貫事業により、組合員企業の施工期間短縮と事務の効率化、さらにコスト削減を図ることが可能となる。一方、組合としては収益増大等により経営基盤強化に繋がっている。



## 組合設立の背景と狙い

## 組合員企業の要望に応じて鉄筋加工から現場取付までを事業化

日本復帰前、沖縄の建設業界を取り巻く情勢は非常に厳しく、建設企業の倒産が続出していた。その対策として業界組織化の気運が高まり、昭和44年2月、沖縄県建設事業協同組合が設立された。同組合は設立時から生コン・ベニヤ・鉄筋生材の共同購買を中心に事業を展開してきたが、昭和54年、鉄筋専門に業態を変更した。その頃から「組合事業として鉄筋の加工から現場の取付までをやってほしい」という組合員企業の要望が強まり、昭和57年、浦添市に鉄筋加工工場兼倉庫を建設し、現場取付の事業も手がけるようになった。

## 事業活動の内容・成果

## 組合員企業の工事採算改善と工期短縮を実現

同組合の事業システムは、まず組合が鉄筋メーカーから生材を購入・保管し、組合員企業の注文に応じて、施工図、加工帳を作成、生材の加工を行う。そして、組合から委託された企業が、現場取付までの業務を行う流れになっている。加工工場では毎月2,000トン程度の販売、500トン程度の加工を扱っている。メーカーから鉄筋を仕入れ、組合員企業からのオーダーによる加工から、現場取付までを行う一貫体制を採っていることが、他の問屋と比べて大きな強みとなっている。これによって組合員企業は、外注へ依頼する必要がなくなることに伴うコスト削減や工程改善など、業務上の恩恵を受けている。

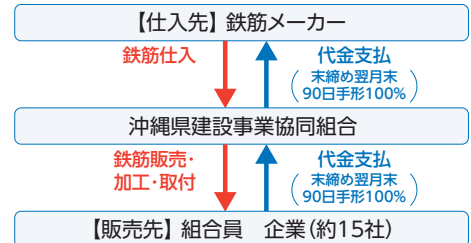
## 今後の展開

## 組合員企業と組合の、より一層の共存共栄を目指す

同組合では、共同購買事業や共同生産事業を行うことにより、販売・収益の安定化を図ることに成功し、組合員企業に対して安定的な配当を実施する一方、内部留保を蓄積する余裕も生まれた。これにより組合経営の基盤が強化され、会費に頼らない組合運営を実現している。また、他の問屋に比べ大きな差別化ポイントである加工・取付の一貫体制は、組合員企業の事業合理化、経営改善に大きく貢献している。こうしたことから、同組合としては、現行体制を維持しつつ、より一層組合員企業の役に立つためには何が出来るのかを考え、組合員企業の更なる発展に寄与することを方針に活動していくこととしている。

## POINT 01

## 事業の仕組み



- ①鉄筋メーカーと取付企業との連携
- ②施工図や加工帳の作成ノウハウ
- ③鉄筋組立技能士(鉄筋施工図作成作業・鉄筋組立て作業)の有資格者の雇用

## POINT 02

## 事業の実施体制・組織体制

- 工場兼倉庫の保有(敷地面積8,860㎡、建物面積1,100㎡)
- 鉄筋運搬の特殊(専用)車輛の保有
- 施設及び事業に必要な資金調達は振興基金の債務保証を活用
- 職員(専務含む)は14名。うち事務職員6名、工場8名。
- 作業機械12～13台。100万円クラスの機械の所有。
- 鉄筋工事業の建設業許可を保有。



倉庫兼加工場と組合事務所



鉄筋の曲げ加工作業

組合の概要	所在地	沖縄県浦添市牧港5-19-1	設立年月	昭和44年2月
	代表者名	比嘉 森廣	組合員数	63社
	電話	098-878-1810	出資金	15,648万円
	F A X	098-878-7767		

## 金融上の助成支援策

事業協同組合をはじめとする中小企業組合は、中小企業経営の効率化や経営革新等を推進し、地域経済の核となるなど、国民経済の発展の上で、重要な役割を担っている。このため、国や都道府県などは、中小企業組合に対して、各種の助成策を講じており、その中でも金融面の支援は、有力な施策の一つとなっている。

事業協同組合などの中小企業組合は、一般に、資金調達力が弱く、資金繰りの厳しさが経営を圧迫することも少なくない。そのため、政府系金融機関や独立行政法人、都道府県などが、さまざまな融資制度を設けて支援している。なお、政府系金融機関には、株式会社日本政策金融公庫や株式会社商工組合中央金庫などがある。

### 中央会推薦貸付制度

商工組合中央金庫(商工中金)が提供する融資制度である。商工中金の融資対象は、原則として同金庫に出資している中小企業団体とその構成員である組合員企業に限られており、組合の資金面での大きな支えとなっている。商工中金は、全国各地・海外に104の店舗を設けているほか、小口資金の利用希望者のため、信用組合等が代理店になっている。

この「中央会推薦貸付制度」は、全国中小企業団体中央会の組合事業支援機能と商工中金の金融機能を組み合わせることにより、組合および組合員企業の事業価値向上に向けた取組を支援していく制度である。両者が共通の支援テーマを定め、その支援テーマに積極的に取り組む事業者が中央会の推薦を受けることにより金利優遇を受けることができる。

#### 中央会推薦貸付制度

貸付対象者	中央会ならびに商工中金が定める支援対象テーマに取り組む組合・組合員で、中央会から推薦された者
資金用途	設備資金、運転資金
貸付期間	商工中金所定の審査による。
貸付限度	100百万円 (貸付金額は商工中金所定の審査による)
貸付利率	商工中金所定の貸出利率-0.3%(固定金利) ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とする。
担保	商工中金所定の審査の結果、必要となる場合がある。
保証人	(組合への融資の場合)原則、組合役員 (組合員への融資の場合)原則、代表者1名
期限前返済	可能。但し、期限前返済手数料が発生する場合がある。

出典：全国中小企業団体中央会

### 高度化事業

中小企業の経営基盤を強化するためには、共同事業を通じて、コストの縮減や新たな事業活動を行っていくことも必要である。このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業者が組合を設立し、共同して経営基盤の強化を図る目的で施設等の近代化事業を行う場合、都道府県と一体となって、資金とアドバイスの両面から支援する「高度化事業」を運用している。

同事業は、組合などによる集団化、共同化、協業化などをはじめ、政策性の高い事業を対象としている。貸付条件は、長期・低利の固定利率となっており、特別の法律に基づく事業などは無利子となっている。貸付期間は、20年以内。高度化資金は、一般的に都道府県が貸付けの窓口となっており、都道府県と同機構が協調して貸付けを行う。

### 東日本大震災復旧支援

被災した事業協同組合をはじめ、中小企業等のグループが施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、こうした事業に対して設備資金の貸付を行っている。この制度は、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の認定を受けて、施設・設備の復旧整備を行う事業が対象となる。なお、この整備補助事業とは、中小企業のグループや事業協同組合などが復旧事業計画を策定し認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・復興について補助を受けられる制度である。

このほか、資金協同組合などが、すでに貸付を受けた高度化融資の運用対象となっている事業用施設の復旧を図る場合、または新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合にも、災害復旧貸付として適用される。



## 税制上の優遇支援策

事業協同組合などの組合は、相互扶助を目的とし、基本的には営利を追求しない組織であるため、税制上の優遇措置が設けられている。なお、中小企業に対しても各種の特別措置が講じられているが、それらの多くは組合にも適用される。

具体的には、法人税率・法人事業税率の軽減のほか、加入金の益金不算入、利用分量配当（組合の事業を利用した割合に応じて組合員企業に対して行う配当）の損金算入、事業税・事業所税の軽減、賦課金の仮受経理の益金不算入、留保所得の特別控除、生命傷害共済事業に係る責任準備金と支払準備金の損金算入、中間申告書の提出不要（消費税を除く）、中小企業等の貸倒引当金の特例などの措置が講じられている。

### 協同組合等の法人税

協同組合などは、法人税法上「協同組合等」として扱われ、特例が適用されている。組合に対する法人税は、協同組合等が19%とされている（企業組合、協業組合を除く）。なお、年800万円以下の所得に対しては15%（平成29年3月31日までに終了する各事業年度）に引き下げられている。

### その他特例措置

出資証券や定款、組合と組合員企業間の受取書に関する印紙税は非課税。組合の設立、代表理事の変更その他の組合の根拠法に基づく登記に関する登録免許税も非課税。また、事業協同組合の事業税は、特別法人としての軽減税率が適用される。なお、一定の共同施設については、固定資産税・不動産取得税が軽減される特例措置がある。

## 補助金等の助成支援策

事業協同組合などに対しては、国や地方自治体などにより、補助金制度をはじめ、さまざまな助成支援策が講じられている。中小企業庁では、連携により新たな事業活動にチャレンジする中小企業等を、補助金、資金調達、アドバイスなどで支援している。また、厚生労働省では、特に建設業に向けて、雇用と人材育成を図るための助成金制度を設けている。一方、組合団体においても、人材確保事業や活路開拓事業、研修事業、情報ネットワークシステム開発事業などについて、組合の運営をサポートするシステムを用意している。このほか、連鎖倒産の不安を解消し、経営の安定を図るための経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）なども有効な支援制度といえる。

### 建設労働者確保育成助成金

厚生労働省が実施している助成金支援策であり、中小建設事業主や中小建設事業主団体が、建設労働者の雇用改善や建設労働者の技能向上等を図るための取組を行った場合に助成を受けることができる。本助成金は、12の助成コースから構成されており、助成コースごとに定められた措置を実施した場合に経費や賃金の助成金が給付される。

### 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業などが連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度である。中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している。同共済に加入後6ヶ月以上が経過して、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられる。

また、取引先事業者に倒産の事態が発生していなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けを受けることもできる。掛金は税法上、損金への算入が認められている。加入窓口は、中小企業基盤整備機構と委託契約を締結している全国の金融機関、商工会、商工会議所などである。





## 中小企業団体中央会による支援

中小企業団体中央会は、「中小企業等協同組合法」と「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された特別認可法人で、各都道府県ごとに1つの中央会と、都道府県の中央会をとりまとめる全国中小企業団体中央会で構成されている。都道府県中央会の構成員は、都道府県に存在する事業協同組合や協業組合、これらの連合会、その他の中小企業関係団体である。中央会の主な目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにある。

中央会では、事業組合等の設立や運営の指導・支援をはじめ、中小企業組織の形成支援などを行っており、事業協同組合を設立しようという建設企業に対しても、広く門戸を開いて支援メニューを用意している。

また、中小企業組合の運営や会計、歴史などに精通したエキスパートとして、検定試験を実施し、合格者に中小企業組合士の称号を与えている。

### 中央会が展開する主な支援事業

- ◎組合等の設立・運営に関する相談・支援
- ◎小企業者の組織化促進
- ◎新連携等組合以外の連携組織の形成支援
- ◎組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- ◎活路開拓事業・情報化対策事業等への助成
- ◎小企業者組成長戦略推進プログラム等支援事業
- ◎中小企業者及び官公需適格組合の官公需受注の促進
- ◎中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- ◎組合青年部、組合女性部の育成・強化
- ◎機関誌・インターネットなどによる情報提供と連絡  
(『中小企業組合ガイドブック』より抜粋)

## (一財)建設業振興基金の金融支援事業

(一財)建設業振興基金では、建設業者団体、組合及び中小・中堅建設企業等の資金供給の円滑化を推進する事業を行っている。

### 通常保証事業

建設業団体及び事業協同組合等が共同施設等の設置、共同購買等の共同事業及び組合員等に対する転貸融資を行うための資金を金融機関から借り入れる際に、(一財)建設業振興基金が債務保証を行う。

#### 活用のポイント

地域の課題解決に呼応した取組(建設会館の建て替え、建設資材の共同購入等)等。

〈例1〉東日本大震災復旧・復興工事に必要な施設の設置(P10参照)

〈例2〉東日本大震災の影響により発生した放射能汚染の除染作業(P11参照)

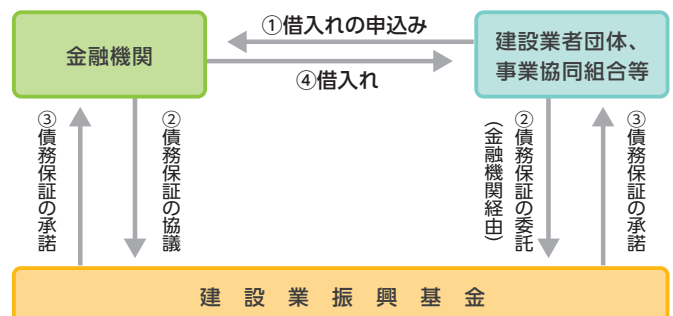
#### 【保証対象者】

(一財)建設業振興基金に出えんしている建設業者団体及び協同組合連合会等並びにこれらに所属する建設業者団体及び組合等

#### 【保証対象事業】

- ①共同施設設置等資金…共同施設の購入、新設、改築、改修等のために必要な資金  
(例:会館、工場、機械施設等の設置・取得に必要な資金及びそれらに付随する設備等)
- ②共同事業資金…共同購入、共同リース等の共同事業のために必要な資金  
(例:生コンクリート共同購入、ブロック共同購入、建設機械の共同購入等)
- ③転貸資金…構成員に対し、建設業に係る事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

#### 債務保証事業スキーム図



## 【保証期間】

- ①共同施設設置資金、機械設備購入資金…12年以内
- ②共同事業資金…3年以内
- ③転貸資金…運転資金：3年以内、設備資金：5年以内

## 【保証料率、保証割合】

保証料率：年0.3%、保証割合：90%

## 【助成】

共同施設設置等資金の借入金利について、6年間で限度として年利上限2%を助成

(除染作業(東日本大震災の影響により発生した放射能汚染の除染)を受託する会員企業に対する転貸融資については特別措置がある。)

※詳しくは、

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/saimuhoshou.html>

## 下請セーフティネット債務保証事業／地域建設業経営強化融資制度

中小・中堅建設企業の元請が、工事請負代金債権を事業協同組合等に債権譲渡し、事業協同組合等は当該譲渡債権を担保として、元請に対し当該工事の出来高の範囲において転貸融資を行う。事業協同組合等がその転貸資金を金融機関から借り入れる際に、(一財)建設業振興基金が債務保証を行う。

## 活用のポイント

元請建設企業のメリット

- ・資金繰りの改善・安定化
- ・転貸融資を受けるに際し、連帯保証人・担保等が不要
- ・自社の金融機関の融資枠を温存(与信枠を使用しない)
- ・経営事項審査に影響しない(経営状況分析での負債回転期間の計算から当該融資分を控除)

組合等のメリット

- ・工事請負代金債権の譲渡による保全措置により低いリスクで転貸融資ができる
- ・低利での資金調達により会員企業に対し低利の貸付が可能

(実際に多くの建設業協同組合が本事業を活用して融資事業を実施している。)

## 【保証対象者】

(一財)建設業振興基金に出えんしている建設業者団体及び協同組合連合会等、これらに所属する建設業者団体及び組合等、保証事業会社の子会社

## 【対象工事】

- ①公共工事
- ②社会全体の効用を高めるための施設に係る民間工事

## 【保証料率、保証割合】

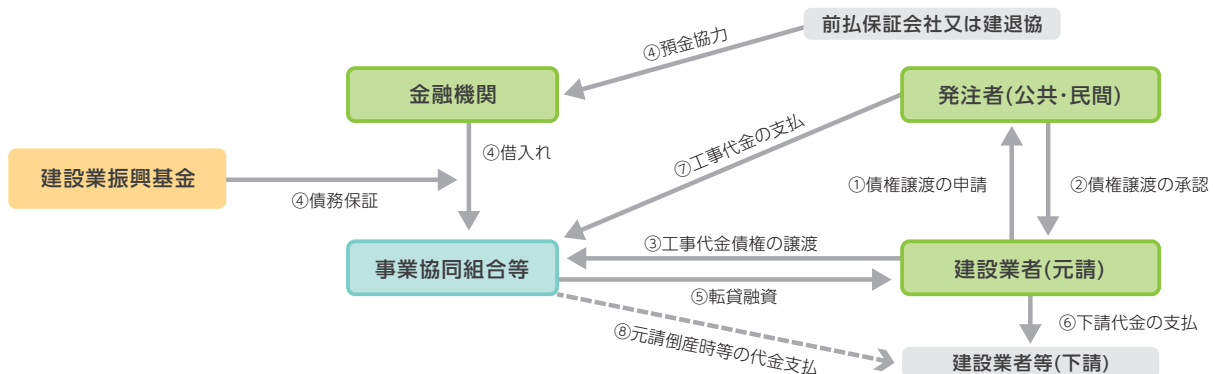
公共工事：保証料 年0.1%、保証割合100%  
民間工事：保証料 年0.2%、保証割合90%

## 【助成】

(下請セーフティネット債務保証事業の場合)

- ・出来高査定費用に対する助成：上限2.5万円
- ・新規に事業を導入するにあたり事業普及等に要した費用に対する助成：年30万円×3カ年(原則)
- ・被保証者が事業推進のために要した費用に対する助成：年5～30万円

## 下請セーフティネット債務保証事業スキーム図



※詳しくは、<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/saftyenet.html> または <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.





# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



## 本書に関するお問い合わせ先

一般財団法人 建設業振興基金(金融支援課)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/> TEL 03-5473-4575(直通)

## 協 力

全国中小企業団体中央会 TEL 03-3523-4901

<http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

北海道中小企業団体中央会	TEL 011-231-1919	滋賀県中小企業団体中央会	TEL 077-511-1430
青森県中小企業団体中央会	TEL 017-777-2325	京都府中小企業団体中央会	TEL 075-314-7131
岩手県中小企業団体中央会	TEL 019-624-1363	奈良県中小企業団体中央会	TEL 0742-22-3200
宮城県中小企業団体中央会	TEL 022-222-5560	大阪府中小企業団体中央会	TEL 06-6947-4370
秋田県中小企業団体中央会	TEL 018-863-8701	兵庫県中小企業団体中央会	TEL 078-331-2045
山形県中小企業団体中央会	TEL 023-647-0360	和歌山県中小企業団体中央会	TEL 073-431-0852
福島県中小企業団体中央会	TEL 024-536-1261	鳥取県中小企業団体中央会	TEL 0857-26-6671
茨城県中小企業団体中央会	TEL 029-224-8030	島根県中小企業団体中央会	TEL 0852-21-4809
栃木県中小企業団体中央会	TEL 028-635-2300	岡山県中小企業団体中央会	TEL 086-224-2245
群馬県中小企業団体中央会	TEL 027-232-4123	広島県中小企業団体中央会	TEL 082-228-0926
埼玉県中小企業団体中央会	TEL 048-641-1315	山口県中小企業団体中央会	TEL 083-922-2606
千葉県中小企業団体中央会	TEL 043-306-3281	徳島県中小企業団体中央会	TEL 088-654-4431
東京都中小企業団体中央会	TEL 03-3542-0386	香川県中小企業団体中央会	TEL 087-851-8311
神奈川県中小企業団体中央会	TEL 045-633-5131	愛媛県中小企業団体中央会	TEL 089-955-7150
新潟県中小企業団体中央会	TEL 025-267-1100	高知県中小企業団体中央会	TEL 088-845-8870
長野県中小企業団体中央会	TEL 026-228-1171	福岡県中小企業団体中央会	TEL 092-622-8780
山梨県中小企業団体中央会	TEL 055-237-3215	佐賀県中小企業団体中央会	TEL 0952-23-4598
静岡県中小企業団体中央会	TEL 054-254-1511	長崎県中小企業団体中央会	TEL 095-826-3201
愛知県中小企業団体中央会	TEL 052-485-6811	熊本県中小企業団体中央会	TEL 096-325-3255
岐阜県中小企業団体中央会	TEL 058-277-1100	大分県中小企業団体中央会	TEL 097-536-6331
三重県中小企業団体中央会	TEL 059-228-5195	宮崎県中小企業団体中央会	TEL 0985-24-4278
富山県中小企業団体中央会	TEL 076-424-3686	鹿児島県中小企業団体中央会	TEL 099-222-9258
石川県中小企業団体中央会	TEL 076-267-7711	沖縄県中小企業団体中央会	TEL 098-860-2525
福井県中小企業団体中央会	TEL 0776-23-3042		

全国建設業協同組合連合会 TEL 03-3553-0984

<http://www.zenkenkyoren.or.jp>